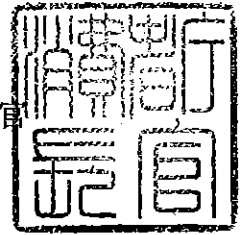


官58
14.2.17

消生情第3号
平成26年2月3日

代表者 各位

消費者庁長官



平成26年度「消費者月間」統一テーマについて(通知)

平素より消費者政策の推進に当たり格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、昭和63年以降、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行ってまいりました。消費者庁では、平成26年度消費者月間の統一テーマとして「つながろう消費者 ～安全・安心なくらしのために～」を掲げ、各種の関連事業に取り組むこととしております(統一テーマの趣旨は別紙参照)。

近年、高齢者の消費者被害の相談件数が、高齢者の人口の伸び以上に増加しています。また、これまで被害に遭った高齢者が再び被害に遭う「二次被害」も、増加傾向にあります。

一方、消費者被害への対応についても、被害に遭った高齢者本人が相談に行かない傾向もあるなど、訪問支援等による積極的な見守り対策やサポートを講じることが求められています。

上記統一テーマは、消費者の不安を払拭し、安全・安心を確保するため、全国で多様な主体による取組が展開されることを目指して決定いたしました。

消費者庁では、被害に遭うリスクの高い消費者、特に高齢者や障害者等の方を、地域の関係者が幅広く連携し、リスクの状況に応じて効果的・重点的に地域で見守る体制の拡充を推進してまいります。

皆様におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、関係者への周知において、御協力賜りますようお願い申し上げます。

また、毎年御協力のお願いをしております各種事業の実施について、及び消費者庁として実施する事業については後日ご連絡させていただきます。

消費者月間統一テーマについて

1. 統一テーマ

つながろう消費者 ～安全・安心なくらしのために～

2. 趣 旨

近年、高齢者の消費者被害については、その相談件数が高齢者の人口の伸び以上に増加しています。また、これまで被害に遭った高齢者が再び狙われて被害に遭う「二次被害」も増加傾向にあります。

一方、消費者トラブルへの対応についても、被害に遭った高齢者本人が相談に行かない傾向もあるなど、訪問支援等による積極的な見守り対策やサポートを講じることが求められています。

このような現状を踏まえ、平成 26 年度消費者月間では、消費者の不安を払拭し、安全・安心を確保するため、「つながろう消費者～安全・安心なくらしのために～」を統一テーマとして、全国で多様な主体による取組が展開されることを目指します。

消費者庁では、トラブルに遭うリスクの高い消費者、特に高齢者や障害者等の方を、消費生活センターを中心とした地域の関係者が幅広く連携し、リスクの状況に応じて効果的・重点的に地域で見守る体制（「消費者被害防止ネットワーク」）の拡充を推進してまいります。